

地方事務所の組織・運営に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、組織運営規程（平成 23 年規程第 1 号）に基づき、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の組織及びその運営に関する事項を定めることを目的とする。

(運営の基本方針)

第 2 条 地方事務所長は、地方事務所の運営について、広く関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

第 2 章 地方事務所

(部等)

第 3 条 別表第 1 左欄に掲げる地方事務所に、それぞれ同表右欄に掲げる部を置く。

- 2 部の所掌事務は、別表第 2 に定めるところによる。
- 3 部に部長を置くことができる。
- 4 部長は、命を受け、部の所掌事務を総括し、その職員を指揮監督する。

(課等)

第 4 条 別表第 3 左欄に掲げる部及び地方事務所に、それぞれ同表右欄に掲げる課を置く。

- 2 課の所掌事務は、別表第 4 に定めるところによる。
- 3 課に課長を置くことができる。
- 4 課長は、命を受け、課の所掌事務を総括し、その職員を指揮監督する。

(係等)

第 5 条 課に、それぞれ次の 2 係を置く。

第一係

第二係

- 2 部又は課が置かれない地方事務所に、それぞれ次の 2 係を置く。

総務係

事業係

- 3 前 2 項の係の所掌事務は、地方事務所長が定める。
- 4 係に、それぞれ係長を置くことができる。
- 5 地方事務所長が指定する係に、主任を置くことができる。

6 係長及び主任は、命を受け、係の事務を処理する。

(法律事務所)

第6条 地方事務所に、法律事務所を置くことができる。

2 法律事務所に、常勤弁護士を配置し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成23年規程第12号）に定める業務を取り扱わせる。

3 法律事務所に、法律事務所代表を置く。

4 法律事務所代表は、法律事務所の事務を処理する。

(事務局長補佐)

第7条 部及び課が置かれない地方事務所の所長は、事務局長以外の職員に事務局長補佐を命ずることができる。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、命を受け、地方事務所の事務を処理する。

第3章 地方事務所支部等

(支部の名称及び所在地等)

第8条 支部の名称、所在地及び担当区域は、別表第5のとおりとする。

2 支部は、理事長が別に定める場合を除き、各担当区域における地方事務所の事務を分掌する。

3 第5条第2項から第6項までの規定は、東京地方事務所多摩支部及び福岡地方事務所北九州支部について準用する。

4 第6条の規定は、支部について準用する。

(支部長)

第9条 支部に、支部長を置く。

2 支部長は、支部の事務を掌理する。

3 支部長は非常勤とする。

(副支部長)

第10条 別に定めるところにより、支部に副支部長を置くことができる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部の事務を整理する。

3 副支部長は非常勤とする。

(支部事務局長)

第11条 支部に、支部事務局長を置く。

2 支部事務局長は、命を受け、支部の事務を整理し、監督する。

(出張所の名称及び所在地等)

第12条 出張所の名称及び所在地は、別表第6のとおりとする。

2 出張所は、地方事務所長が定めるところにより、地方事務所又は支部の事務（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第30条第1項第6号の事務を除く。）の一部を分掌する。

3 出張所に主幹を置く。

4 主幹は、出張所の事務を掌理する。

(地域事務所の名称及び所在地等)

第 13 条 地域事務所に、常勤弁護士を配置し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程に定める業務を取り扱わせる。

2 地域事務所の名称及び所在地、並びに常勤弁護士を配置した場合の事務所名は、別表第 7 のとおりとする。

3 地域事務所に地域事務所代表を置く。

4 地域事務所代表は、地域事務所の事務を処理する。

第 4 章 雑則

(地方事務所規則)

第 14 条 地方事務所長は、理事長の承認を得て、地方事務所の運営に関し必要な事項について、地方事務所規則を定めることができる。

(組織編成の特例)

第 15 条 地方事務所長は、第 2 章及び第 3 章の規定により定める職の設置及び職務について、特に必要があるときは、理事長の承認を得て、一時的にこれと異なる職を設置し又は職に職務を命ずることができる。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、地方事務所長が、理事長の承認を得て定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 10 日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成 19 年規程第 13 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 19 年規程第 24 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 20 年規程第 1 号)

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 20 年規程第 16 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 21 年規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 21 年規程第 4 号)

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 21 年規程第 5 号)

この規程は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成 21 年規程第 10 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 21 年規程第 18 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 21 年規程第 32 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 22 年規程第 20 号）

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 22 年規程第 25 号）

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 4 号）

（施行期日等）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 5 号）

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 15 号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の規程は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 23 年規程第 18 号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の規程は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 24 年規程第 1 号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の規程は、平成 24 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 24 年規程第 3 号）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の規程は、平成 24 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 24 年規程第 15 号）

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 24 年規程第 17 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 25 年規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 25 年規程第 10 号）

この規程は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 26 年規程第 6 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 26 年規程第 7 号）

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 27 年規程第 19 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 28 年規程第 23 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 30 年規程第 15 号）

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和 2 年規程第 19 号）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和 3 年規程第 5 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条第 1 項関係）

地方事務所	部
東京地方事務所 大阪地方事務所	総務部 事業部

別表第2（第3条第2項関係）

部	所 掌 事 務
総務部	1 本部総務部の所掌事務に関すること。 2 本部常勤弁護士総合企画部の所掌事務に関すること。 3 事業部の所管に属しないものに関すること。
事業部	1 本部第一事業部の所掌事務に関すること。 2 本部第二事業部の所掌事務に関すること。

別表第3（第4条第1項関係）

部・地方事務所	課
総務部	総務課
事業部	第一事業課 第二事業課
神奈川地方事務所 埼玉地方事務所 京都地方事務所 兵庫地方事務所 愛知地方事務所 福岡地方事務所 宮城地方事務所 札幌地方事務所	総務課 第一事業課 第二事業課
千葉地方事務所 静岡地方事務所 広島地方事務所	総務課 事業課

別表第4（第4条第2項関係）

課	所 掌 事 務
総務課	1 本部総務部の所掌事務に関すること。 2 本部常勤弁護士総合企画部の所掌事務に関すること。 3 他の課の所管に属しないものに関すること。
第一事業課	本部第一事業部の所掌事務に関すること。
第二事業課	本部第二事業部の所掌事務に関すること。
事業課	本部第一事業部及び第二事業部の所掌事務に関すること。

別表第5（第8条第1項関係）

名 称	所 在 地	担 当 区 域
東京地方事務所多摩支部	立川市	東京地方裁判所立川支部管轄区域
神奈川地方事務所川崎支部	川崎市	横浜地方裁判所川崎支部管轄区域
神奈川地方事務所小田原支部	小田原市	横浜地方裁判所小田原支部管轄区域
埼玉地方事務所川越支部	川越市	さいたま地方裁判所川越支部管轄区域
千葉地方事務所松戸支部	松戸市	千葉地方裁判所松戸支部管轄区域
静岡地方事務所沼津支部	沼津市	静岡地方裁判所沼津支部管轄区域 静岡地方裁判所下田支部管轄区域 静岡地方裁判所富士支部管轄区域
静岡地方事務所浜松支部	浜松市	静岡地方裁判所浜松支部管轄区域 静岡地方裁判所掛川支部管轄区域
兵庫地方事務所阪神支部	尼崎市	神戸地方裁判所尼崎支部管轄区域 神戸地方裁判所伊丹支部管轄区域
兵庫地方事務所姫路支部	姫路市	神戸地方裁判所姫路支部管轄区域 神戸地方裁判所社支部管轄区域 神戸地方裁判所龍野支部管轄区域
愛知地方事務所三河支部	岡崎市	名古屋地方裁判所岡崎支部管轄区域 名古屋地方裁判所豊橋支部管轄区域
福岡地方事務所北九州支部	北九州市	福岡地方裁判所小倉支部管轄区域 福岡地方裁判所行橋支部管轄区域

別表第 6 （第12条第 1 項関係）

名 称	所 在 地
東京地方事務所上野出張所	台東区
東京地方事務所多摩支部八王子出張所	八王子市
大阪地方事務所堺出張所	堺市
福島地方事務所ふたば出張所	双葉郡広野町
岩手地方事務所気仙出張所	大船渡市

別表第 7（第13条第 2 項関係）

名 称	所 在 地	弁護士法に基づく名称
埼玉地方事務所熊谷地域事務所	熊谷市	法テラス熊谷法律事務所
埼玉地方事務所秩父地域事務所	秩父市	法テラス秩父法律事務所
茨城地方事務所下妻地域事務所	下妻市	法テラス下妻法律事務所
茨城地方事務所牛久地域事務所	牛久市	法テラス牛久法律事務所
静岡地方事務所下田地域事務所	下田市	法テラス下田法律事務所
新潟地方事務所佐渡地域事務所	佐渡市	法テラス佐渡法律事務所
京都地方事務所福知山地域事務所	福知山市	法テラス福知山法律事務所
奈良地方事務所南和地域事務所	吉野郡大淀町	法テラス南和法律事務所
岐阜地方事務所可児地域事務所	可児市	法テラス可児法律事務所
岐阜地方事務所中津川地域事務所	中津川市	法テラス中津川法律事務所
富山地方事務所魚津地域事務所	魚津市	法テラス魚津法律事務所
鳥取地方事務所倉吉地域事務所	倉吉市	法テラス倉吉法律事務所
島根地方事務所浜田地域事務所	浜田市	法テラス浜田法律事務所
島根地方事務所西郷地域事務所	隠岐郡隠岐の島町	法テラス西郷法律事務所
長崎地方事務所佐世保地域事務所	佐世保市	法テラス佐世保法律事務所
長崎地方事務所壱岐地域事務所	壱岐市	法テラス壱岐法律事務所
長崎地方事務所五島地域事務所	五島市	法テラス五島法律事務所
長崎地方事務所対馬地域事務所	対馬市	法テラス対馬法律事務所
長崎地方事務所平戸地域事務所	平戸市	法テラス平戸法律事務所
長崎地方事務所雲仙地域事務所	雲仙市	法テラス雲仙法律事務所
熊本地方事務所高森地域事務所	阿蘇郡高森町	法テラス高森法律事務所
鹿児島地方事務所鹿屋地域事務所	鹿屋市	法テラス鹿屋法律事務所
鹿児島地方事務所指宿地域事務所	指宿市	法テラス指宿法律事務所
鹿児島地方事務所奄美地域事務所	奄美市	法テラス奄美法律事務所
鹿児島地方事務所徳之島地域事務所	大島郡徳之島町	法テラス徳之島法律事務所
宮崎地方事務所延岡地域事務所	延岡市	法テラス延岡法律事務所
沖縄地方事務所宮古島地域事務所	宮古島市	法テラス宮古島法律事務所
福島地方事務所会津若松地域事務所	会津若松市	法テラス会津若松法律事務所
岩手地方事務所宮古地域事務所	宮古市	法テラス宮古法律事務所
秋田地方事務所鹿角地域事務所	鹿角市	法テラス鹿角法律事務所
青森地方事務所むつ地域事務所	むつ市	法テラスむつ法律事務所
青森地方事務所鰺ヶ沢地域事務所	西津軽郡鰺ヶ沢町	法テラス鰺ヶ沢法律事務所
函館地方事務所江差地域事務所	檜山郡江差町	法テラス江差法律事務所
函館地方事務所八雲地域事務所	二世郡八雲町	法テラス八雲法律事務所
高知地方事務所須崎地域事務所	須崎市	法テラス須崎法律事務所
高知地方事務所安芸地域事務所	安芸市	法テラス安芸法律事務所
高知地方事務所中村地域事務所	四万十市	法テラス中村法律事務所